

○角田(禮)政府委員

集团的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思います。したがって、そういう手段をとらない限りできないということになると思います。

○安倍国務大臣

法制局長官の述べたとおりであります。

○谷川国務大臣

法制局長官の述べたとおりでございます。

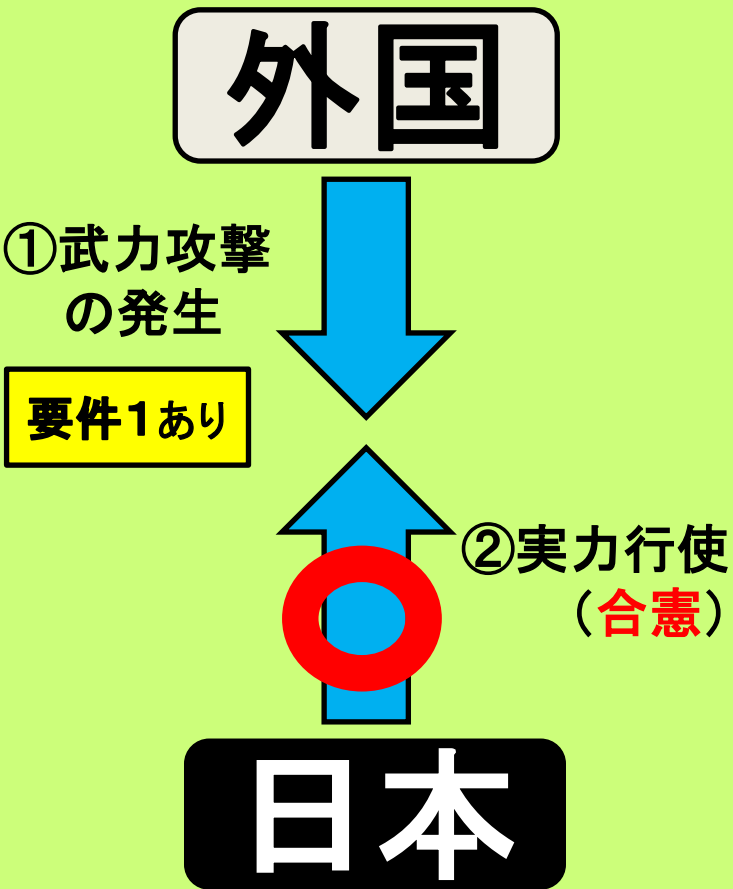
憲法9条で許される「必要最小限度の実力行使」の3要件

要件1 我が国に対する武力攻撃の発生

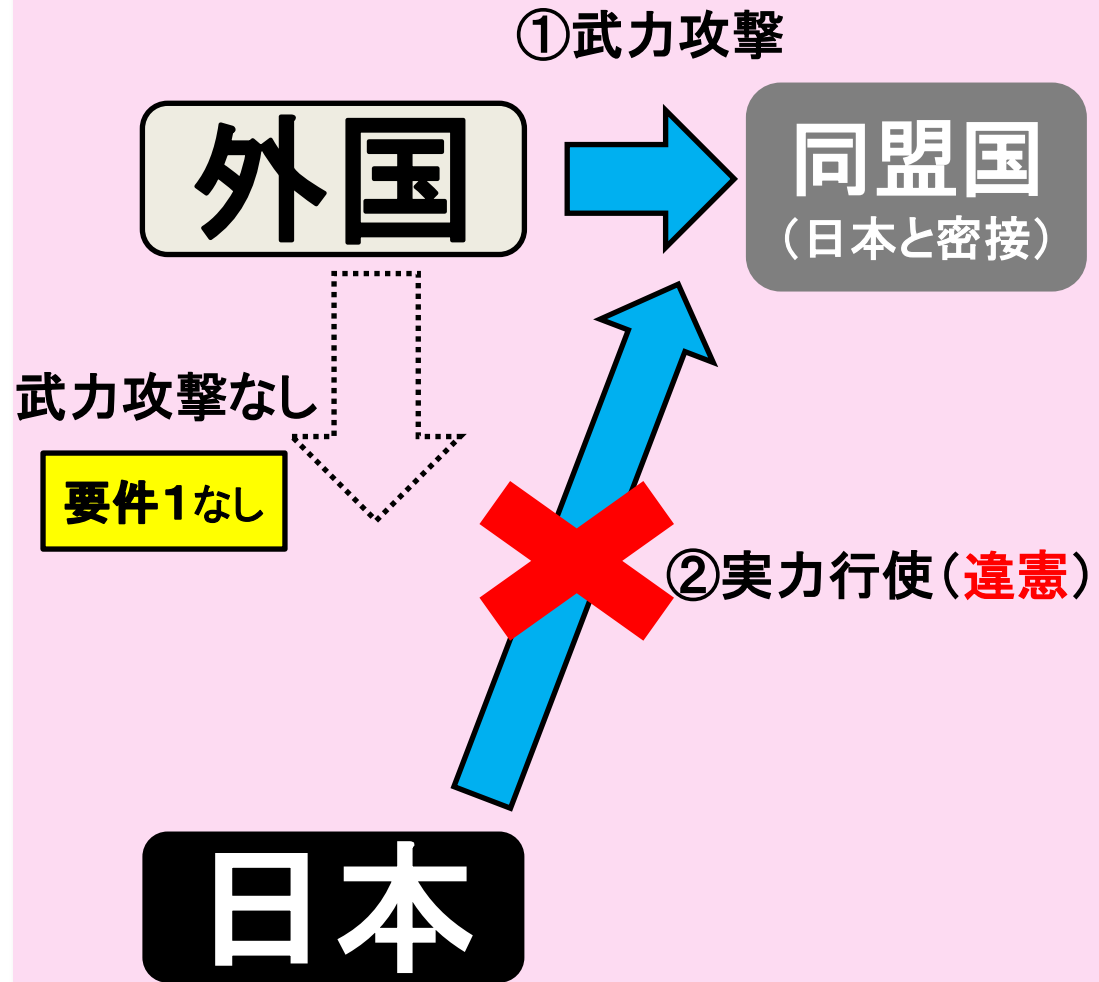
要件2 他の適当な手段がない

要件3 実力行使の程度が必要最小限度

個別的自衛権



集団的自衛権



「衆議院議員辻元清美君提出集团的自衛権の行使に関する質問に対する答弁書」
(内閣衆質184第5号 平成25年8月13日)

現時点で、集团的自衛権に関する政府の憲法解釈は従来どおりである。

他方、現在、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)において、我が国周辺的安全保障環境が一層厳しさを増す中、それにふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの認識の下、集团的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理について検討が行われているところであり、政府としては、懇談会における議論を踏まえて対応を改めて検討していく。